

写

練馬区立小学校長様  
練馬区立中学校長様  
練馬区立小中一貫教育校長様練馬区教育委員会教育振興部  
教育指導課長 谷口 雄磨  
(公印省略)

## 「SNS練馬区ルール」リーフレットの送付について（通知）

令和2年3月5日付け1練教教指第4045号『「SNS練馬区ルール」の改訂について（通知）』にてお知らせしましたとおり、「SNS練馬区ルール」リーフレットを作成いたしましたので送付します。  
つきましては、児童・生徒に配布するとともに、下記「3 活用方法」を参考にして、情報モラル教育の教材として有効に活用していただくようお願いします。

## 記

## 1 送付物

「SNS練馬区ルール」リーフレット

## 2 送付部数

児童・生徒数+教員数+予備分30部

※児童・生徒数および教員数に応じて、予備分が30部以上の学校もあります。

## 3 活用方法

(1) 児童・生徒に情報モラルの重要性、「SNS家庭ルール」作成の必要性について授業や情報モラル講習会等で指導した上で、学校の実態に応じて適切な時期に本リーフレットを配布する。

(2) 本リーフレット配布の際に「SNS学校ルール」を本リーフレットの指定の場所に貼ること、「SNS練馬区ルール」「SNS学校ルール」を踏まえた上で本リーフレット内にある「我が家のSNSルール」を記入することを児童・生徒に指示する。

※各家庭にも学校便りや保護者会等の機会を活用して、上記の内容を伝えるようにしてください。

(3) 各家庭が上記(2)に取り組む期間を定めるとともに、児童・生徒に本リーフレットを提出させ、「我が家のSNSルール」の作成状況を確認する。

(4) 学校便りや保護者会等の機会を通じて、各家庭の「我が家のSNSルール」を紹介するなどして一層の啓発を図る。

※児童・生徒に返却する前に、「我が家のSNSルール」について学級で話し合う、「SNS学級ルール」を作成する、などの活動を行うことも考えられます。

## 4 その他

(1) 本リーフレットの送付は交換便で行います。送付部数によっては、1回の交換便では送付できないため、複数回に分かれることもあります。ご了承ください。

(2) 残部については、学校保管用としてください。

(3) 不足の場合は、担当指導主事 小倉までご連絡ください。

## 【担当】

統括指導主事 石川 淳一  
指導主事 小倉 哲治  
指導主事 四ツ目理恵  
指導主事 小林 宏幸  
電話番号 5984-5759